

# 新しい社会的養育ビジョンの実現に向けて

—在宅支援から代替養育まで—

\*当財団(講座)は「臨床心理士」資格取得者の研修機会として、(公財)日本臨床心理士資格認定協会より「短期研修機会(ワークショップ)」の承認を受けております。 <承認期間:2017年7月1日~2022年6月30日 承認番号:W29111>

期 日：2020年3月28日(土)・29日(日)

受講対象：子どもの虐待や要保護児童・要支援児童等の援助に携わるすべての専門職(自治体、施設、里親、保育、教育、民間団体)やボランティア、学生の方

定 員：100名(定員になり次第締切りますのでホームページなどでご確認ください)

受講料：14,000円(税込み) ※昼食は各自おとりください

主 催：公益財団法人 明治安田こころの健康財団 TEL 03-3986-7021

会 場：明治安田こころの健康財団 8階講義室

東京都豊島区高田3-19-10 ※詳細地図は受講証に添付いたします  
JR山手線・西武新宿線・東京メトロ東西線「高田馬場駅」下車徒歩約7分

## 講師ご紹介

\*\*\*\*\* 企画講師 // 藤林 武史 先生：福岡市こども総合相談センター 所長 \*\*\*\*\*

奥山 眞紀子 先生：社会福祉法人 子どもの虐待防止センター 理事

渡邊 守 先生：NPO法人 キーアセット 代表

西澤 哲 先生：山梨県立大学人間福祉学部 教授

鈴木 秀洋 先生：日本大学危機管理学部 准教授

高橋 亜美 先生：アフターケア相談所「ゆずりは」 所長

栄留 里美 先生：大分大学福祉健康科学部 助教

川瀬 信一 先生：千葉市立星久喜中学校 生実分教室 教諭

【ご出講順】

平成28年、児童福祉法等が改正され、子どもを権利の主体と位置づけ、最善の利益の考慮や子どもの意見が尊重されるとともに、家庭養育優先原則が打ち出された。そして、これら改正法の理念を具体的な施策として実現すべく、29年に新しい社会的養育ビジョン、30年に都道府県社会的養育推進計画の策定要領が公表された。また、平成29年、令和元年にも児童福祉法や民法の改正も行われた。

これらの国の動きを受けて、社会の各分野において、改正児童福祉法・新しい社会的養育ビジョン等に基づいた本格的な支援のステージに入りつつある。大きな変革の時期にあつて、児童相談所、市区町村、施設、里親、民間団体等にどのようなことが求められているのか、子どもの権利擁護やアドボカシーをどう進めていくのか、具体的な実践を元に今後の方向性について学ぶことを目的とする。 【企画講師：藤林 武史】

	日程	時間	テーマ	講師(敬称略)
プログラム	3月28日(土)	13:00~14:10	総論 新しい社会的養育ビジョンの実現に向けて	奥山 眞紀子
		14:20~15:30	児童相談所と一時保護所改革	藤林 武史
		15:40~16:50	里親ケアとフォスタリングエージェンシー	渡邊 守
		17:00~18:10	地域小規模かつ分散化施設の意義と実際	西澤 哲
	3月29日(日)	9:30~10:40	在宅支援	鈴木 秀洋
		10:50~12:00	リービングケア・アフターケア	高橋 亜美
		13:00~14:10	当事者参画とアドボカシー	栄留 里美 川瀬 信一
		14:20~16:00	総合討論：	出講講師陣

※時間割・テーマ等が変更となる場合があります。予めご了承ください。